

会員へのお知らせ

結核予防法第22条第1項の規定
による届出について

平成17年4月12日

(地Ⅲ6)

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪下 國雄

結核予防法第22条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときには、2日以内に保健所長に届けなければならぬことになっておりますが、同項の規定が遵守されていない違法な事例が多数判明していることから、改めて届出義務を遵守するよう求める通知が厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長に対しなされました。

本通知は、4月1日より改正された結核予防法により、その刑罰が10万円以下の罰金から50万円以下の罰金に引き上げられ、届出義務違反については、重大な法令違反となることもあり、改めて届出義務の遵守を徹底するものであります。

つきましては、会員各位におかれまして、結核患者であると診断したときは2日以内に保健所長に届けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結核予防法第22条第1項の規定による届出について

平成17年3月31日

健感発第0331001号

厚生労働省健康局結核感染症課長

結核予防法(昭和26年法律第96号。以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、2日以内に、その患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならぬこととなっているが、同項の規定が遵守されていない違法な事例が多数判明していることから、改めて同項による届出義務を遵守させるため、その趣旨等を周知することとしたので、内容を十分御了知の上、関係者に十分周知するとともに、その実施に遺憾のなきを期されたい。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の9第1項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準とする。

記

法第22条第1項の規定による届出(以下単に「届出」という。)は、結核患者を保健所において把握し、結核患者について、法第5条の規定による定期外の健康診断、法第24条第1項の規定による結核登録票への登録、法第28条第1項の規定による従業禁止命令、法第29条第1項の規定による入所命令、法第34条第1項及び第35条第1項の規定による医療費の公費による負担等を行うための前提となるものであり、届出の義務の担保は刑事罰によって確保されているものである。

届出を怠った医師は、法第63条第1号の規定により罰金が科せられるが、結核予防法の一部を改正する法律(平成16年法律第133号)により、その刑罰が10万円以下の罰金から50万円以下の罰金に引き上げられ、届出義務違反については、重大な法令違反となることから、貴職におかれましては、違反が判明した際には、その是正行政指導を行うとともに、繰り返し違反を行う者や悪質な事例については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づき刑事告発を行うことも十分想定し得るので、配意すること。

あわせて、法第28条第1項の規定による従業禁止命令、法第29条第1項の規定による入所命令、法第34条第1項及び第35条第1項の規定による医療費の公費による負担その他の法の規定

を結核患者について適用するに当たっては、届出がされていることを確認すること。

(地域医療課)

FAX 08452・7・0147

(保険医療課)

瀬戸田町国民健康保険被保険者証の無効について

平成17年4月19日

瀬住第521号

広島県豊田郡瀬戸田町長 田頭秀生

このことについて、平成17年4月19日付け瀬戸田町国保告示第12号により、被保険者証を無効としたので通知します。
ついては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

厚生労働省共済組合員証の無効について

平成17年4月18日

厚労共岩発第 26号

厚生労働省共済組合

岩手労働局支部長

標記について、下記の共済組合員証を平成17年4月15日付けで無効としましたので、貴下会員への連絡方お願いいたします。

記

共済組合員証発行機関名

厚生労働省共済組合 岩手労働局支部

共済組合員証発行機関住所

岩手県盛岡市中央通2・1・20

組合番号 31030141

平成17年4月15日付無効となる記号番号

1300075

(保険医療課)

- 1 保険者番号 340760
- 2 被保険者の記号・番号 10545036(マル遠)
- 3 被保険者証の交付年月日 平成17年4月1日
- 4 無効告示の理由 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けるために使用される恐れがあるため

5 このことに関する問合せ先

瀬戸田町役場住民課国保係

TEL 08452・7・2211

ご案内

日本医師会会員証発行!!

日本医師会では、日医会員が社会活動を行ううえで、医師である会員としての身分を証明できるように、会員証を発行しています。

会員証ご希望の方は、下記申込み方法によりお申し込みください。



有効期限 5年間

頒 価 1,500円(送料は日医負担)

申 込 先 市郡地区医師会に備え付けの「日本医師会会員証発行申込書」に必要事項を記入し、代金を添えて所属の市郡地区医師会へお申し込みください。

独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の貸付利率を別紙のとおり変更し、平成17年4月1日以降の貸付けから適用することとしましたので通知します。

なお、平成16年度以前に受理しました介護老人保健施設及び指定訪問看護事業につきましては、病院等新築・甲種増改築資金貸付利率が適用されますのでご注意ください。

固定金利

独立行政法人福祉医療機構(医療貸付)貸付利率表

平成17年4月1日改定

施設の種類	資金の種類		利率	
			新	旧
病院 診療所 助産所 歯科技工所 医療従事者養成施設	新築資金		年 1.70%	年 1.70%
	増改築資金	甲種	年 2.20%	年 2.20%
		乙種	年 2.20%	年 2.20%
	機械購入資金 長期運転資金		年 2.20%	年 2.20%
薬衛生検査所 衛生施設	全資		年 2.20%	年 2.20%
介護老人保健施設	全資		年 1.80%	年 1.70%
疾病予防運動施設	全資		年 2.20%	年 2.20%
温泉療養運動施設	全資		年 2.20%	年 2.20%
指定訪問看護事業	全資		年 1.80%	年 1.70%
国立病院等の譲受に要する資金			年 1.70%	年 1.70%

【備考】

1 法令等に基づく命令等を受けて行われる増改築資金	(改定後)	(改定前)
2 耐震改修を行う病院又は診療所の乙種増改築資金	年1.70%	年1.70%
3 「医療施設近代化施設整備事業」を行う病院の乙種増改築資金	年1.70%	年1.70%
4 「医療施設近代化施設整備事業」を行う病院又は診療所の経営安定化資金	年1.70%	年1.70%
5 都道府県知事が認める増改築資金(減床する場合に限る。)	年1.75%	年1.75%
6 調剤薬局の新築資金及び増改築資金	年1.70%	年1.70%
7 営利を目的とする歯科技工所の新築資金及び増改築資金	年2.20%	年2.20%
8 基盤整備促進法に基づき整備される疾病予防運動施設に係る資金のうち		
社会福祉法人が開設するもの	年1.70%	年1.70%
営利法人が開設するもの	年2.20%	年2.20%
9 建物賃借に要する資金のうち権利金に係るもの	年2.20%	年2.20%
10 看護師又は准看護師養成施設の乙種増改築資金	年1.70%	年1.70%
11 看護師又は准看護師養成施設の機械購入資金	年1.75%	年1.75%
(学生又は生徒の増員を伴うものに限る。)		
12 病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金	年1.70%	年1.70%
13 介護老人保健施設の経営安定化資金	年2.20%	年2.20%
14 特定病院の電子カルテ等の機械購入資金	年1.75%	年1.75%
15 一般病床数が200床未満の病院の経営安定化資金	年1.70%	年1.70%
16 マンモグラフィ(乳房断層撮影装置)の購入に係る機械購入資金	年1.95%	

注：平成16年度以前に受理した介護老人保健施設、指定訪問看護事業については病院等新築・甲種増改築資金貸付利率が適用されます。

10年経過後金利見直し (当初10年)

独立行政法人福祉医療機構 (医療貸付) 貸付利率表

平成17年 4月 1日改定

施設の種類	資金の種類		利率	
			新	旧
病院 診療所 助産所 医療従事者養成施設	新築資金		年 1.40%	年 1.40%
	増改築資金	甲種		
		乙種	年 1.90%	年 1.90%
介護老人保健施設	新築・増改築資金		年 1.50%	年 1.40%
疾病予防運動施設	新築・増改築資金		年 1.90%	年 1.90%
温泉療養運動施設	新築・増改築資金		年 1.90%	年 1.90%
国立病院等の譲受に要する資金			年 1.40%	年 1.40%

【備考】

	(改定後)	(改定前)
1 法令等に基づく命令等を受けて行われる増改築資金	年1.40%	年1.40%
2 耐震改修を行う病院又は診療所の乙種増改築資金	年1.40%	年1.40%
3 「医療施設近代化施設整備事業」を行う病院の乙種増改築資金	年1.40%	年1.40%
4 都道府県知事が認める増改築資金 (減床する場合に限る。)	年1.40%	年1.40%
5 基盤整備促進法に基づき整備される疾病予防運動施設に係る資金のうち 社会福祉法人が開設するもの	年1.40%	年1.40%
営利法人が開設するもの	年1.90%	年1.90%
6 看護師又は准看護師養成施設の乙種増改築資金	年1.40%	年1.40%
7 病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金	年1.40%	年1.40%

注：平成16年度以前に受理した介護老人保健施設については病院等新築・甲種増改築資金貸付利率が適用されます。

(経理課)

広島医師会館は平成16年1月1日より全館禁煙となりました!! ご協力をお願いします。

広島県医師会では、日本医師会が推進している禁煙キャンペーンに同調し、保健・医療の専門団体として県民の皆様に禁煙を指導する立場から、平成16年1月1日より広島医師会館を全館禁煙としました。ご協力下さいませようよろしくお願いいたします。

日医 / 沖縄県 / 富山県 / 徳島県 / 福岡県 / 新潟県 / 京都府 / 鹿児島県 / 和歌山県 / 鳥取県 / 愛媛県 / 福島県 / 島根県 / 愛知県 / 熊本県 / 茨城県 / 千葉県 / 宮崎県 / 山形県 / 栃木県 / 滋賀県 / 兵庫県 / 北海道 / 秋田県 / 長崎県 / 大阪府 / 高知県 / 佐賀県 / 山口県 / 石川県 / 青森県 / 東京都 / 福井県 / 広島県 / 静岡県 / 群馬県 / 神奈川県 / 宮城県 / 岡山県 / 岩手県 / 奈良県 / 岐阜県 / 香川県 / 大分県 / 三重県

